

平成 1 9 年度 第 1 回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成 1 9 年 7 月 1 2 日（木）

千葉市建設局土木部維持管理課

平成１９年度第１回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成１９年７月１２日（木）

午後２時より

場 所 中央コミュニティセンター

５階 ５２講習室

次 第

１ 開 会

２ 挨 拶（土木部長）

３ 委員及び事務局等職員紹介

４ 挨 拶（榛澤会長）

５ 議 題

（１）千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定について

（２）自転車等放置禁止区域の指定について

（３）自転車等駐車場の指定について

（４）自転車駐車場の利用料金について

６ 閉 会

午後1時58分 開会

【事務局】 ただいまより、「平成19年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、維持管理課自転車対策室の山本でございます。不慣れではございますが、よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

会議に入ります前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第17条第6号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しております。

会議に先立ちまして、土木部長の井上よりごあいさつを申し上げます。

【土木部長】 土木部長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

千葉市自転車等駐車対策協議会の委員の皆様方には、日ごろより千葉市政に対しご支援とご協力を賜っておりますことをお礼申し上げます。

土木部では、平成17年度より自転車対策事務を担当しておりますが、今年度より当協議会の事務を市民局より受け継ぎまして担当することになりましたので、ご報告を申し上げます。

自転車対策は、「自転車駐車場の整備」、「放置自転車の撤去」、「自転車利用者のマナーの向上」を3本柱として事業を展開していましたが、一昨年4月に道路法施行令が改正され、有効な歩行空間が確保できる道路上に自転車駐車場を整備することが可能となりました。

この改正を受け、千葉市では放置自転車が多くの、大きな問題になっていた鎌取駅と稲毛海岸駅に、駐輪ラックを用いた路上自転車駐車場を整備し、通行障害などの解消に取り組んできているところでございます。

また、さまざまな問題の原因である放置自転車の撤去をさらに強化するために、4カ所の各土木事務所において放置禁止区域以外の放置自転車の撤去を行っております。

今後は、放置自転車をなくすために、自転車利用者のマナーの向上を図ることを目的とした「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」などを行い、啓発に努めてまいります。

最後に、本日の1番の議題でございます、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」についてですが、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、先ほど述べました自転車対策の3本柱を推進していくために、期間を明確にするとともに自転車問題の原因者と被害者の両面を持つ住民、施策に協力すべき立場にある鉄道事業者、商業事業者、警察、市など関係者が一致して駐車対策に取り組むことを目指しております。

本日の議題については、委員の皆様の忌憚のないご意見を伺わせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の議題のうち、自転車駐車場の利用状況につきましては、現時点において本市の内部における協議に関する情報であり、公にすることにより不当に市民の間に混乱を生じる恐れ、または特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるため、会議の一部を非公開とさせていただきたいと思っております。

この件に関しましては、既に委員の皆様方からご承認をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、担当から内容につきまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

ただいま、土木部長より本日の会議の一部を、「千葉市情報公開条例」第7条第5項及び「同条例施行規則」第12条第1項第2号に該当することから、非公開とすることにつきましてご説明いたしましたが、「千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱」第2、2項(1)号イの規定により、委員全員による個別の承認については、あらかじめ委員の皆様方のご承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

本協議会は、公開を前提としておりますが、一部を非公開といたします。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様方をご紹介します。

日本大学名誉教授、榛澤芳雄委員でございます。

【榛澤委員】 榛澤です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 千葉市交通安全推進協議会会長、鴻崎豊隆委員でございます。

【鴻崎委員】 鴻崎です。

【事務局】 財団法人自転車駐車場整備センター専務理事、杉谷洸大委員でございます。

【杉谷委員】 杉谷です。

【事務局】 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社、飯島真樹委員でございます。

【飯島委員】 飯島でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 京成電鉄株式会社鉄道本部計画管理部部長、松村委員、本日欠席でございますので、代理といたしまして萩原進也委員でございます。

【萩原委員】 萩原でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 千葉市女性団体連絡会副会長、仙波慶子委員でございます。

【仙波委員】 仙波です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 千葉都市モノレール株式会社、長谷川功委員でございます。

【長谷川委員】 長谷川でございます。よろしくお願いします。

【事務局】 社団法人千葉県バス協会常務理事、加藤廣委員でございます。

【加藤委員】 どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 千葉商工会議所女性会会長、安田純代委員でございます。

【安田委員】 安田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 千葉市町内自治会連絡協議会副会長、佐藤明委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤でございます。よろしくお願いします。

【事務局】 千葉県環境生活部交通安全対策課、佐伯委員、本日欠席により代理としまして、長田智子委員でございます。

【長田委員】 長田です。よろしくお願いします。

【事務局】 千葉市警察部、今満博委員でございます。

【今満委員】 今満でございます。よろしくお願いします。

【事務局】 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

土木部長の井上でございます。維持管理課長の清水でございます。自転車対策室長の佐久間でございます。担当の石井でございます。同じく佐野でございます。私、山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、榛澤会長にごあいさつをお願いいたします。

【榛澤会長】 こんにちは。お忙しいところ、また、こんなお暑いところおいでいただきましてありがとうございます。

先ほど、井上部長さんからお話しございましたように、業務が市民局から建設局にかわりまして、維持管理課で取扱うようになったというお話でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お話の中で、放置自転車の問題は、全国的で、議会でも、この自転車の問題については悩んでいるようでございます。先日、鎌取では、ＪＲをはじめ皆さん方のご協力を得ながら設置できたわけでございます。特に、千葉駅周辺をはじめ市内の主要な駅周辺では大量の放置自転車があふれておりまして、通行障害や景観低下を招いております。また、放置自転車は、救急救命の活動を妨げるようなことがございますので、早急にその対策を講じなければならないと思っております。

また、市にいたしましてもいろいろな努力をされております。解消が難しいところでござ

いますが、そういうところをこの会議で、この問題を解決するような方向に持っていきたいと思っておりますので、皆さん方のお力添えを得ながらこの会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ですがごあいさつとさせていただきます。

【事務局】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議次第でございます。委員名簿でございます。左の説明資料といたしまして、資料1.「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(最終案の作成方針)」でございます。続いて資料2.「自転車等放置禁止区域の変更並びに自転車等駐車場の設置」について、でございます。

資料3.「自転車駐車場の利用料金」についての資料でございます。

以上の各議題資料でございます。並びに、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」及び「同施行規則」でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきますが、施行規則第5条の規定によりまして、議長は会長が務めることとなっております。

それでは、よろしくお願いいたします。

【榛澤議長】 不慣れでございますが、皆さん方のお力を得ながら議事を進めてまいりたいと存じますので、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【榛澤議長】 では、財団法人自転車駐車場整備センターの杉谷委員と千葉市警察部の今満委員にお願いしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【榛澤議長】 それでは、議題1.「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定」について、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 まず、「資料1別添」、「千葉市自転車利用総合計画(骨子案)に対する意見等の要旨と市の対応方針」をご覧ください。

この資料の趣旨でございますけれども、前回の協議会の中でご説明したとおり、本年2月に

市民意見の募集を行いました、その結果をまとめたものでございます。総合計画の骨子案に対していただいた市民意見を要旨にまとめたものと、あわせて市の対応方針を記載したものとなっております。

この対応方針に基づく修整等につきましては、この後、資料1としてお配りした本編の説明の中でこのように反映したということを逐一申しあげますが、その辺に対して、いただいた当協議会のご意見を修正する場合は、見直ししたうえで、8月1日から千葉市のホームページ及び維持管理課の窓口等で公表することを予定しております。

まず、1ページ目の下段にございます「ご意見の取り扱い」というところをご覧ください。ご意見の取り扱いについて から まで、3種類に区分していることを説明しております。

まず、「 盛込済・盛込予定のもの」です。この区分では、骨子案においてご意見をいただいたのですが盛り込んでいたもの、または、今後、計画案作成に当たり盛り込んでいくものということで分類しているものです。ご意見は27名の方から計88項目についていただいております。その88項目のうち、今の に相当するものが39項目ございました。

「 今後検討を要するもの」については、施策の必要性そのものについて十分に検討を要する、市が実施するには法改正等を要するなどの理由から、計画案に位置づけるものが困難であるものとして示しております。これについては20項目ほどございました。

「 その他」については、骨子案や現在、市が取り組んでいる駐車対策に対する指摘・質問をいただいたもので、全部で29項目ございました。その詳細については、本日はお時間が限られておりますので一つ一つご説明することはできないのですが、先ほど申し上げた盛込済・盛込予定のもの、それにつきましては資料1の本編の説明の中であわせてご説明、ご紹介していきたいと思います。

ということで、「資料1別添」につきましては、この様な趣旨で作成しましたということでご理解いただければと思います。

続きまして、資料1、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(最終案の作成方法)」をお開きください。

これにつきましては、前回お示した計画の名称がまず違うということで皆さんお気づきになられるかと思います。この点については、表紙に書いてありますように、名称・呼称の変更について、先ほどご説明しました市民意見の方から寄せられた意見で、計画の名称と内容が整合していないのではないかという趣旨の意見をいただいたことがから、内部で検討いたしまして、この計画についてはあくまでも自転車等の放置問題、駐車対策に関する総合計画というこ

とに誤解が生じないよう、法律上の名称をそのままこの計画の名称とすることにいたしましたのでございます。

あわせて、この計画書の中で「自転車等駐車場」という言葉を使っておりますが、わかりやすい表現とするために、この資料1につきましてはすべて「駐輪場」という表現に改めております。

それでは、1ページ目をお開きください。まず、左側の目次についてご説明いたします。

今回、最終案としての構成にするうえで、骨子案から一部追加・変更したところがございます。まず1点目、「2.自転車等の利用に関する現況と課題」ということが前はございましたが、これについては、自転車等の利用実態と書かれていたものを拡充しまして、人口動向ですとか公共交通の利用状況、それから、放置自転車等の台数などの基本的な情報を追加しております。

それから、前はタイトルとしてはありませんでしたが、「2-2.自転車等の利用に関するアンケート」としまして、6ページに多少項目を増やしてアンケート結果を掲載するような形にしております。

「2-3.本市の駐車対策」につきましては、前回、平成18年度現在の内容で記載しておりましたが、平成19年4月1日現在で駐輪場が増設されたこともございまして、この時点、修正をしております。

「3.自転車利用環境の整備に関する基本方針と施策体系」というところでございますが、前は方針だけを記載しておりましたが、今回、具体的な施策を全部で10点ほど挙げさせていただいております。それについてはまた個別にご説明いたしますが、「3-2.施策体系」と、「3-3.代表的な取組み」が前回から増えたものになっております。

続きまして、「4.駅別駐輪場整備計画」、これについても最終案の中で1つ大きな項目として盛り込んでいくものです。今回は、49駅すべての計画を示しているわけではないのですけれども、今後、作成していくうえでのイメージをお示ししております。

では、中身の方の説明に入まいります。時間が限られておりますので、前回ご説明したところについては概略をご説明させていただきます。

まず、1ページ目、「1.総合計画に関する基本事項」、「1-1.背景」です。主にこの項目につきましては、別途、企画調整局で作成しております総合交通体系に関するビジョンとしての総合交通ビジョンに関する記載がありましたが、これについても現在、策定中ということで、内容が変更になったりすることもございます。そのため、今回から総合交通ビジョンに関する記

述については省略させていただきました。

そのため、「1-2.目的」につきましては、このような趣旨により文章の整理を行っております。背景の内容としましては、駅周辺への自転車等の乗入状況、それから、放置が引き起こす問題をまとめまして、総合計画の必要性を考える前提として紹介しているものでございます。

「1-2.目的」につきましては、先ほど申し上げたとおり文章整理を行いました。

「1-3.目標年次」と、「1-4.対象区域」については、前回から変更はございません。

「1-5.位置づけ」については、「千葉市新総合ビジョン」をはじめとした上位計画を受けて、自転車等の駐車対策に関する総合的な計画として策定するものということで、簡単にご説明をしております。

続きまして、3ページ、「2.自転車等の利用に関する現況と課題」です。前回から追加になった部分をご説明します。「(1)人口の動向」については、今後、作成していく「駅別駐輪場整備計画」の需要予測に係る基本認識となりますので、この千葉市の推計人口、直近の10年間の傾向をつかんでいただくために掲載しております。

「(2)公共交通の利用状況」についても「駅別駐輪場整備計画」の需要予測に係る基本認識として、公共交通の利用者数の増減ということで、乗降者数の動向を示したものととして掲載しております。

4ページになります。「(3)駅周辺における自転車等の乗入状況」については、前回お示しした内容となっておりますので、割愛させていただきます。

「(4)駅別の乗入台数と駐輪場の収容台数」についても、前回お示しした内容となっておりますが、鎌取駅につきましては、この7月1日で駐輪場の増設を行いまして、こちらのグラフに示しております乗入台数に対して収容台数が不足しているという方に分類されていますが、グラフの下の方に書いてございますけれども、ほぼ乗入台数を充足しております。鎌取駅については3カ所の駐輪場を増設しまして合計1,770台ほど増加しております。

続きまして、5ページ、「(5)駐輪場の収容台数と放置自転車等の台数」ということで、これについては市民の方からご意見をいただきまして、駐車対策を考える前提として入れるべきではないかということのご指摘に基づいて追加したものとなっております。本市の駐輪場の収容台数については、新設・廃止を行っているため、58,000台以上の水準で変動している中で「今年の7月1日現在では約60,000台となっています。」と示しております。

放置自転車については、昨年も報告しましたが、平成18年10月30日に実施した調査では、市内全域で約20,000台ございましたということで記入しております。

先ほど、鎌取駅のことを申しあげましたが、これを加えまして約60,000台と書いてございますけれども、現在は60,672台という収容台数を達成しております。

続きまして、6ページ、「2-2.自転車等の利用に関するアンケート」でございます。これについても前回ご説明をしておりますけれども、そもそもこのアンケート結果を掲載した趣旨は、自転車等の利用者を中心に自転車の利用状況と駐車対策に関する意向を把握していただくものでございます。全域で10,020部配布した中で、回収率が17.6%となっております。

その中で、「(1)利用する目的と頻度」については、約9割が通勤・通学であるということがわかっております。「(2)駐輪」について、という質問については、自転車等をとめた場所について、駐輪場が85%という一方、道路上も12%いるということの数字が出てきております。

あわせて、駐輪場を利用しなかった理由について、今回新しく掲載していますが、「収容台数が不足しているから」という回答が136人ありました。次いで、「位置が悪い」、「わかりにくい」、「料金・利用方法に不満がある」というものがあげられております。

7ページの内容になりますが、「(3)駐輪場に対する要望」ということで、利用者が駐輪場に対して求めることは、「駅に近い」が最も多く、「管理が行き届いている」、「出し入れがしやすい」、「整備が充実している」が次いで、多くなっております。

それから、駐輪場から駅までの近さについて、どの程度までなら使うかということをお聞きしました。そうしましたら、「3分以内」であれば76%の方が利用すると回答をいただいています。その次の5分以内という回答になると、21%に急激に下がるわけなのですが、不動産公正取引協議会が表示規約として示している「1分間80m」数字ですけれども、そうすると、240m程度の距離が駐輪場を使うか使わないかというところの1つの目安になっているのかなということをお考えております。

次にその下、「(4)放置自転車等の対策」ということで、約9割の人がやめてもらいたいと考えている。7割の人が「撤去を徹底すべき」という回答を選んでいました。

アンケートに関しては以上となります。

8ページに移ります。「2-3.本市の駐車対策」ということで、冒頭で申しあげましたように、平成19年4月1日現在の数字に修正しております。具体的には、下の図をご覧いただきたいのですが、駐輪場の確保というところで、市営駐輪場の整備という項目がございますけれども、市内49駅中44駅周辺101カ所、市営駐車場のみをカウントすると101カ所で、収容台数については約60,000台となっております。

放置自転車等の撤去というところの一番上にございます、「自転車等放置禁止区域の指定及び周知」というところで、市内28駅周辺で指定しております。鎌取駅をはじめ幾つかの駅で追加したため、28駅に増えたものです。このような時点修正をしております。

9ページに移りますが、「2-4.駐車対策に関する問題点と課題」ということで、これにつきまは、ほぼ前回どおりの内容となっております。

10ページになります。「(2)放置自転車等の撤去」の3点目、10ページになります。これについては、中段にございます自転車等の返還率の向上とリサイクルの促進というところでございます。今年度の契約によってすべての自転車を売却して、処分費を要していないということで、前は「処分」という表現を使っていたわけですが、リサイクルまたは売却をしていますということで言い換えをしております。

残りにつきましては、本文の趣旨が変わらない程度で文章の整理を行ったものでございます。

続きまして、11ページにまいります。「3.自転車利用環境の整備に関する基本方針と施策体系」というところで、「3-1.基本方針」、これは前回お示ししていたわけなのですが、市民の意見を受けまして加筆・修正など見直したものがありますので、文章表現の整理をしただけのものを除いて個々に説明していきます。

まず、「2.方針、民間主体による駐輪場の確保を促進します。」以前は「民間主体による駐車スペースの確保を促進します。」と書いていたのですが、方針の中をよくご覧いただくとわかるのですが、「駐車を設置していくよう要請をする」とか「確保してもらう」とか、そういうことが書いてございます。そういった方針の内容に即した表現に修正を行ったものでございます。

「3.鉄軌道・バス事業者による駐車対策の主体的・積極的な取り組みを促進します。」ということで、前はこれが市の計画であるわけなのですが、「鉄軌道・バス事業者は主体的に取り組めます」というようなことで、主語が鉄軌道・バス事業者の方になっていたわけなのですが、市の計画ということで表現を改めまして、市の方から促進をしていくという表現に修正しております。

内容につきましては、修正に伴いまして2行目、「今後も、駐車対策に関するそれぞれの責任に応じた役割を果たすよう市としても働きかけを行なうものとします」と改めております。

続きまして、4行目、「特に」以降でございますけれども、「鉄軌道事業者は将来の自転車等の駐車需要予測を踏まえ、市と密接な連携を図りながら、自ら駐車を設置するよう努めるとともに、市が駐輪場を整備する場合に、鉄道高架下や関連施設の未利用地などの無償提供等

や整備に要する利用マナー啓発活動など、市の駐車対策に対して積極的に行うものとし
ます。」と書いておるのですが、前回、「自ら駐輪場を設置するとともに」という書き方をし
ていたのですが、この辺については今後の協議の経過を踏まえながら、変更していくとい
うことでご理解いただきたいと思います。

「鉄道高架下や関連施設の未利用地などの無償提供や」の箇所については、「整備に要す
る費用の一部負担」という表現を削除しております。

続きまして、「4.利用者のニーズに対応した駐輪場の効率的な管理・運営に努めます。」
については、市民意見を受けて明確に方針として盛り込むことと、「利用者が使いやすい管
理・運営を目指して、駐車場の整備、再整備に合わせた機械化や照明灯など場内設備の充
実にによって利便性が高く、安全・安心に利用できる駐輪場としていきます。」と修正
しました。

さらに、自転車を所有することなく、必要なときだけ自転車を利用することができる
レンタサイクルシステムについても、「不足する駐輪場の駐車スペースを効率的に利用で
きるメリットがあることから、利用者のニーズを踏まえて導入の可能性について検討し
ていきます。」の表現を市民の意見を受けまして具体的に盛り込むこととしております。

なお、レンタサイクルの導入については、既に課題のところで前回の触れておりましたが、
それを方針の中にも盛り込んでいくという変更をしております。

「5.放置自転車等の撤去体制の充実・強化を図ります。」ということを書いてお
りましても、この中に前回は「移動保管手数料の原因者負担の適正化」という項目が入
っていました。これについては値上げによる返還率の低減の可能性、それから、他都市
との比較上それほど格差はないということで、この内容については現在のところ変
更する必要性がないと判断しましたので削除しております。

次に、「6.放置自転車対策に関するPRや交通ルールの遵守・利用マナーの向上を進
めます。」を割愛して「7.駐車対策に関する主体の連携体制の強化を図ります。」に
なります。

「今後、駐車対策を進めるに当たり、駐車対策に取り組む自治体で構成する全国
自転車問題自治体連絡協議会の活動を通して、先進事例等の情報交換や国に対する
制度の見直し等に関する要望活動に取り組んでいきます」を加筆しております。これ
については、市民の意見を受けまして、国や県との連携を盛り込むべきとの意見も
踏まえて、既に取り組んでおります全自連を通じた活動に関する記述を盛り込むこと
といたしました。

続きまして、次の14ページになります。「3-2.施策体系」ですが、今回、新しく追
加したのものになっております。ただ、基本方針で示しております内容については、「3-
1.基本方

針」でご説明した内容のものでございますので、説明は省かせてもらいます。

右側の代表的な取り組み、これにつきましては基本方針を7点ほど挙げておりましたが、「重点的に取り組む代表的な取り組み」ということで、全部で10項目ほど挙げております。これについては、次の「3-3．代表的な取組み」で個別に説明していきたいと思えます。

15ページをご覧ください。今、お示した代表的な取り組みの3-3については、アウトラインをお示ししております。今後、各取り組みについては実施時期ですとか具体的な内容、それから期待される効果、実施に当たっての課題と対応方針といった項目について整理をしていくことといたします。

そのまとめ方の具体的なイメージについては、19ページをお開きください。まだこの施策で最終決定していない中で、一つの施策を例に最終形のイメージをこちらの方でお示しております。

こちらにつきましては、「3-3．代表的な取組み」でご紹介していた「(7)放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化」ということの内容になっておりますけれども、これについては実施時期、短期で、概要・目的と、取組内容、そのモデルを示しております。期待される効果ということで、撤去体制の強化やコスト縮減効果が見込まれるとか、課題と対応方針で、制度改正が必要になる、警察の協力も必要になるといったことを整理しております。

15ページにお戻りいただきます。「(1)駅別の駐輪場整備計画に基づく駐輪場の段階的な整備」ということで、この取り組みについてはこの後、ご説明します「4．駅別整備計画」として取りまとめていくものでございます。

「(2)民間主体の駐輪場確保を促進する仕組みづくりの検討」としまして、平成18年11月15日に道路法施行令が改正になりまして、道路占用によって民間の方が路上に駐輪場をつくることができるようになったわけなのですけれども、これを設置誘導していくということで、例えば民間駐輪場の設置を誘導するためのガイドラインの作成ですとか、民間が駐輪場を設置する上で必要な情報提供などの方策について、今後具体的に検討していきますということが書かれております。

「(3)鉄軌道事業者等による駐輪場対策全般に対する協力と主体的な取り組みの促進」ということで3点ほどございます。1点目が「駐輪場等の整備に関する協力」ということで、現在まだ協議をはじめたばかりですが、協議を今後を重ねて、どういった協力がいただけるのか、その辺を明らかにしていき、次回の協議会ではある程度のことをお示しできればということで考えております。

「2. 鉄道事業者等によるマナー啓発の取組み」ということで、現在も駅構内で放置しないでくださいというようなアナウンスもしていただいているわけなのですが、車内ですとか構内等でのアナウンス、それから、掲示、チラシの配布等によって自転車等の放置をしないよう呼びかける取組み、それから、市が実施する駐車対策に関して駐輪場もということなのですが、事前受付に関するポスターの掲示のための手続の簡素化、それからパンフレットの配布場所の無償提供、こういったことを行っていただくなど、鉄道事業者の方には自主的・積極的な取組みを促進していきますということでございます。

「3. 市からの支援」ということで、鉄道事業者の管理地において自転車等の放置問題に苦慮している箇所で公共性が高い場所があれば、こちらを自転車等放置禁止区域に指定して、市が放置自転車等を撤去の行うことを検討しているということを示しております。

以上、3点につきましては、最初に申しあげましたように、今後の協議の経過によってまた内容については具体的になっていくものということで考えております。

続きまして、16ページをお開きください。「(4)駐輪場の料金改定」ということを挙げてございます。これについては、受益者負担、応益負担の原則に基づいた料金改定と格差の導入ということで、駐輪場の維持・管理や整備にかかる経費については、駐輪場を使う方はすべての市民ではないということから、受益者負担の原則から利用者には相応の費用負担を求めていく必要があるということと、同じ駅口の駐車場でも駅までの距離や駐輪場の設備の内容などが異なり、利便性に格差がある中で、やはり受ける利益に応じて、つまり応益負担の考え方に基づいて負担すべき料金額についても格差を設ける必要があるということを考えております。

このため、駐輪場の料金改定について実施していきますということなのですが、これについてはまた議題4の方でご説明していきます。

続きまして、「(5)レンタサイクルシステムの導入による駐車スペースの効率的な利用」ということでございますけれども、これについてはまだ本市では実施事例がない中で、レンタサイクルシステムの導入に向けた社会実験を実施していくということを書いてございます。特に、収容台数が不足している駅周辺で、駐輪場の増設の検討に合わせて駐車スペースを最大限活用するために、1台の自転車を複数の利用者で共用できるというメリットがあるレンタサイクルシステムの有効性を検証していくとのことを盛り込んでおります。

「(6)指定管理者制度等、駐輪場の管理・運営における民間の活用検討」ということで、指定管理者制度の導入や委託方法の改善ということ示しておりますが、本市には現在101カ所の駐輪場があり、年間26,000台の放置自転車等の撤去を行っております。こうした駐車対策の

業務については、市直営では限界がございますので、それぞれ業務を大きく6件に細分化して外部委託をしているということでございます。

ただ、こういった業務については、複合的に実施して効果を得られるものというのは皆さんも共通の認識であると思いますけれども、業務全般の効率化と市側の人的・財政的な負担の軽減を図ることを目的として、指定管理者制度の導入ですとか一括委託の導入など、委託方法の改善を検討していきたいということを書いております。

次の17ページ、「(7)放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化」でございますけれども、具体的には保管場管理システムの導入ということで、これについては、放置自転車を駅周辺から撤去しまして保管場に移動してから、所有者に返還したり、リサイクルするまでの業務、これについてはいろいろな文書の作成事務があるわけなのですが、これを電子化・システム化することで効率化を図ろうということでございます。これによって保管場の保管期間の短縮が図られ、より撤去体制の強化につながってくることが期待されますので、1つ代表的な取り組みということで入れさせてもらっています。

「(8)放置自転車等の追放指導員の業務実施マニュアルの作成」ということで、具体的には追放指導業務実施マニュアルの作成を挙げております。これについては、放置自転車等追放指導業務に当たり、単に自転車等の放置をしないでくださいという声掛け、つまり抑制するための行為ではなくて、やはり自転車等の利用者の啓発、それから自転車を放置しないことの必要性ということの理解を促すことについても、ご自身目的意識を持っていた中で業務に取り組んでいただきたいということを考えております。

そのためには、指導員一人一人が「改正自転車法」や「道路交通法」などの法令、条例の知識、業務の目的とか意義をそれぞれ理解していただきながら、それを利用者の方に伝えるためのコミュニケーション技術、接遇マナーといったものを含めての話になりますけれども、そういったことを習得した上で業務に携わる必要があると考えております。そのため、マニュアルを作成して徹底していきたいということを書いております。

「(9)子供向け安全利用・駐車マナーの啓発活動」ということで、具体的には交通安全教室における駐車マナー啓発のためのチラシ作成・配布ということを挙げさせてもらっています。利用マナー啓発については、自転車に乗り始める小学校低学年のころから、走行に関するルール・マナーの教育というのは既に取り組んでいるわけなのですが、やはり正しい駐輪のあり方についても、学校教育の場で取り組んでいくことが必要だということを認識しております。

現在、実施している安全教室の中で、配布物としまして放置するとこんな問題があるのだ、ということを知りやすく示したチラシを作成してお配りするということを考えております。

次のページ、18ページになります。「(10)地域の連携による放置防止対策の実施」ということで、具体的には地域の実情に応じた施策の実施ということを挙げております。これについては、自転車等の駐車対策というのはやはり市街地の特性によって自転車の利用形態が異なっている。例えば、住宅地の中にある駅周辺と商業地では当然自転車の利用のされ方、放置のされ方、そういったことも違うわけなので、そういった地域ごとの実情を踏まえた対策としていく必要があると。

特に、マナー啓発という部分については、やはり市だけでは限界があるので、地域と協力しながら取り組んでいくことで効果が上がるものと考えております。そのため、例えば駅勢圏単位で地域別の協議会等を設置するなど、市民や事業者、それから市が相互に連携を図りながら、放置自転車等のパトロールや、駐輪場案内マップの配布、声掛けなど、それぞれの役割に応じた取り組みを検討・実施していくための体制づくりを検討していきたいということを書いてございます。

続きまして、20ページをお開きください。「4. 駅別駐輪場整備計画」をお示ししております。これについては、冒頭でご説明したとおり、今後、市内49駅について作成していく駅別整備計画のアウトプットイメージということで示しております。

ここについてはJR千葉駅・モノレール栄町駅の例をもって作成してお示しておりますが、これは千葉駅・栄町駅の最終的な整備計画案ではございません。あくまでも具体的なイメージを持っていただくために例として入れたものでございます。ですから、今後、需要予測をさらに詰めていき、また、鉄道事業者の方と協議を進めていく中で、具体的に数字が決まってきたり、だれが整備するのかということも決まってきたりするものだということでお考えいただきたいと思います。

内容のご説明ですけれども、まず、駅別整備計画の構成としては大きく3点ほどございまして、まず、20ページにお示ししております「(1)現況編」ということで、これについては、駅の利用状況、乗入台数・放置台数、それから、駐輪場の利用台数ということで数字の羅列になっているわけなのですが、こういったデータを示しながらその駅周辺の特徴をコメントをつけていきたいということで考えております。

その下段、「(2)需要推計」ということで、この計画自体の目標年次が平成27年度になっておりますので、27年度現在の必要台数を算出したしまして、この台数に応じた整備計画内容

を「(3)整備計画」で示しております。

例えばということで、今、千葉駅・栄町駅周辺で見えますと、図のと通りの位置になるわけなのですが、既設の駐輪場を上から見てみますと、千葉駅北口第1から第4まで、左側中段の西口1カ所、それから、東口と栄町駅周辺。図面上に4カ所ございます。太い四角の枠で囲まれております箇所、上から行きますと栄町、その枠の中に「拡張整備(市)」と示しております。それからその中段、東口路上、「機械式新設(市)」、それから、東口、「立体化・機械式新設(市)」と示しております。この3つについては今後この整備計画の中で、新設もしくは再整備をしていこうということでお示ししているものでございます。ですから、各駅でこういったものがあればこのような示し方をしていくとの例示でございます。具体的にどんな整備をするのか、だれがやるのかということを端的にわかるように落とし込んでいるものでございます。

その具体的な中身としましては、図の下の表、こちらの方にお示ししていきます。例えば、表の一番上から行きますが、東口については「立体化・機械式新設」と、先ほど図面の中に書いておりましたが、整備手法として既設の駐輪場において立体化再整備及び機械式駐輪場4基を新設ということで、例えば、ということで書かれております。整備台数としては合計が1,450台、内訳としては自転車1,150台、原動機付自転車300台です。その下の括弧の数字については、現況、平成18年度現在からの増設分、つまり追加整備分を示しているものでございます。

表の一番右側に整備主体、例えば千葉市であるということをお示ししていきます。このような形に今後取りまとめていくことになります。

再度、申しあげますが、最初に申しあげましたようにあくまでイメージですので、余り事細かな説明をしても意味がございませんので、総合計画の本編の内容については説明を終わります。

次に、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画に係る審議予定表」について、ご説明いたします。

本協議会は、平成19年度、4回の開催を予定しておりまして、今回、第1回につきましては今、ご説明しましたとおりの内容でございます。今後のスケジュールということでこのペーパーを使ってご説明させてもらいたいのですけれども、第2回については、今、ご説明した内容に対してこれからご意見をいただきまして、修正したところをご説明し、また、1つ大きな内容になりますけれども、駅別駐輪場の整備計画案、これは駐車場ではなく駐輪場のご紹介でご

ざいますが、整備計画案について、特に駐輪場の新・増設または廃止を行う駅を中心にご提示、ご説明を指定期待と考えております。またここでご審議いただいて、それで第3回、最終案ということで、先ほどの代表的な取り組みを含め、すべての内容について承認をいただくということを予定しております。

第3回と第4回の間になりますけれども、ここでご承認いただければ市内部の意思決定機関である政策会議に諮りまして、内容については確定していきます。その政策会議の後で市民の皆様を対象としたパブリックコメントを実施いたします。その実施経過について、第4回、2月下旬にご報告をいたしまして、最終案の修正の要否について市として判断した内容をご説明し、また、平成20年度以降の自転車対策の取り組みについてご説明していくということを予定しております。

議題1に関しましては、説明は以上となります。

【榛澤議長】 はい、どうもありがとうございました。

今、事務局からご説明がありましたが、この資料は、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」と、この総合計画を基本に、これから施策をつくるわけですが、「放置自転車の撤去」は、「自転車駐車場の整備」、「自転車利用者の啓発」というものを基にしまして、放置自転車の対策を効果的に推進していくためでございます。

今、お聞きいたしますと、まず今ご説明あったものを確認して、もし追加していただきたいところがあれば追加させていただくということになるのかと思うのですが、私からちょっとご質問させていただいてよろしいでしょうか。

例えば、きょう、ここで間に合わなかった場合、後日まだ意見を受け付けることはできるのですか。

【事務局】 終わった後も、ご意見を出していただければ反映させていきたいと思えます。

【榛澤議長】 それは、いつまでというふうに期限はありますか。

【事務局】 別に期限というのはないのですが、8月の下旬にこの会を開きますので、そのときに意見を言っていただければまだ間に合うということにしております。

【榛澤議長】 私といたしまして、例えば来週末までに事務局に出していただき、事務局で整理し、それを基にしていくのが良いと思って発言させていただきました。

基本的な面だけどうしてもここでお話ししていただきたいということがあれば、きょうここでしていただいて、あとは来週末までに事務局の方へ提出していただくという形でいかがなのでしょうか。よろしいですね。

部長さん、よろしいでしょうか。

【井上部長】 はい、結構です。

【榛澤議長】 はい。どうもありがとうございました。

では、そういうことで、皆さん方のご意見、どうしてもここでお話ししておきたいという点がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

その前に、副議長の鴻崎さんから何かございせんか。

【鴻崎副議長】 基本的にはこれでいいと思うのですが、ただ1つだけ、自転車の利用方法について、法律が多少変わりましたね。それは利用者啓発の中に盛り込まれていないのですかね。駐輪対策ばかり取り扱うよりは、利用方法についてはこういうふうになったというふうな文言をこの啓発の中に入れなくていいのかどうか。

【榛澤議長】 どうぞ。

【事務局】 法律の中で、駐輪対策に関する総合計画という形で、計画の名称そのものが法律の中で盛り込まれていまして、その中で盛り込む内容という項目まで指定されていますので、その内容についてはすべて盛り込んで計画を作成させていただいています。

【鴻崎副議長】 既にこの総合計画の中には入っているのですか。

【事務局】 こういう総合計画があるといえますのも、この総合計画というのは、改正自転車法に基づいた総合計画でございます。その法律の情報の中に、総合計画というのは自転車等の駐車対策に関する総合計画ですよということが明記されております。その法律に基づいた総合計画でございますので、その法律にちゃんと位置づけられている名称の自転車等駐輪対策に関する総合計画ということで、法律に合わせたという形になっております。

【榛澤議長】 今の鴻崎さんのおっしゃったのは、総合交通ビジョンの中に恐らく盛り込まれているのだと思うのです。例えば、モーダルシフトしてくださいと、健康のためにも自転車は良いですよというようなことが多分あるのではないかなという気がします。

【事務局】 自転車法が改正され、一番変わったのが、道路上に駐輪ができますよというのが一番大きなことになります。そのほかに、多分、鴻崎さんが言われているのは、自転車はこういう格好で使った方が良いでしょうということを何か明記ができないかということではないかと思ったのですが、そういうことでよろしいのですか。

【榛澤議長】 今のここで総合計画というのは、駐輪場に対してどういう格好ですかというのが主な話であって、今自転車をどのように使うべきですよということについては、添付資料というような形で入れるぐらいの話かなとちょっと考えたのですが……。

今、総合交通ビジョンをやっておりますよね。そこで多分吸収されているのではないかと思います。

【事務局】 そちらの方で、そういう自転車の利用とか、走行空間とか、そういうことについては総合交通ビジョンの中で示されると思いますので、あくまでもこれは法律に基づいた駐車対策に関する総合計画という視点で整理していきたいと考えております。

【鴻崎副議長】 わかりました。

【榛澤議長】 基本的なことでございます。どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

【今満委員】 今次会議は、2回目の対策協議会だと思います。確認したいのですが、まず1つ目は、千葉市の新総合ビジョンを踏まえた内容になっているかということです。2つ目は、前回もお話しましたが、今次、市民局から建設局に業務が移管となり、この度、「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画」が示されました。この計画は、これまで実施した対策の検証を踏まえたものとなっているかどうかです。内容を見ますと、これまでと同様の対策が入っているわけです。申し訳ありませんが、これまでは実行・結果が伴わないと思います。新施策や継続とするものなど、また、全国の政令都市と同じような施策を参考としているのかどうか、突っ込んだ検討をされたものなののでしょうか。ただ、これまでの施策だけでは、一向に目的が達成されない気がします。当面は、中長期10年計画いや8カ年計画になるのですか。平成20年度から実施していくとありますが、この実施計画を作成するのに1年かかるのですか。もっと早くできないかということです。

【榛澤議長】 今満委員の今の意見は、ご要望ということで承らせていただきたいと思います。

【今満委員】 要望ではなくて、検討してくださいよ。

【榛澤議長】 一応ここで今、お聞きになったのは、前に検討されて、相手があるものですか、結局市民という相手がありますので、こちらはきちんと整理して出しても、それ以上のものがまた出てきているわけです。結局こういうことになるわけです。

【今満委員】 総合計画の中の施策については、これは継続したものなのか、新しく取り入れたものなのか説明して頂きたい。

【榛澤議長】 それは、次回までにさせていただきます。

【今満委員】 これは警察も関係するものですが、表現と仕方が「警察の協力」の項について、どこに警察上の問題があって手続きの短縮化なののでしょうか。それ以外の項目にも警察上の問題点があるのですか。

【榛澤議長】 これは、あくまでも……。

【今満委員】 いや、あくまでも表現だから問題になりますよ。

【榛澤議長】 ちょっと待ってください。これは、千葉でなくてほかの県ではこういうことをやっていますよと。ですから、うち是这样いような形のものをつくってやりたいと思いますという事例であって、これに対してどうのこうのという問題はないと思うのです。これから実際にうちの方は、これをひな形にしていこうという意味だと思います。いかがですか。

【事務局】 これは、あくまでアウトプットのイメージということで転記させていただいています。

【榛澤議長】 このことについては、これから警察の方と協議しながらやっていくと。

【今満委員】 じゃあ、この文の表現について検討してください。

【事務局】 この「警察との照会・回答手続が従来どおりであれば」というのは、今、紙ベースでやっているわけですね。紙ベースでやっているやつを今度システムをつくってオンラインでお互いにやり取りをすれば短縮できるという、そういう意味でやっているわけです。だから、「従来どおり」というのは警察の対応のことを言っているわけではなくて、警察と市の情報を紙ペーストかフロッピーベースではなくて、お互いにオンラインをとって、そういうシステムを改善していければということなのです。だから、やり方が今までの従来のやり方ではなくて、もっと電子化していけば短縮できるという意味で書いてあるわけです。それでご理解いただきたいと思います。

【今満委員】 誤解を招くので、もう少し表現を考えて入れてください。

【事務局】 はい。

【今満委員】 それと、予算関係というのが入っていないですね。予算と具体的な対策は最も大事なことです。今まで取り組んだ結果に対してどの程度の予算でどういう対策を取ってきたのか、今後毎取り組んでいくための概算ととれないですか。そうでないと、いつも施策倒れに終わってしまうのです。

【事務局】 我々も限られた予算の中でやっているわけです。

【今満委員】 そうではなく、施策もこれだけやったら、どれ位の予算が必要となるのかは、ある程度は出てくるのではないかと思います。

【榛澤議長】 今回ここでそこまで討議することは不可能ですので、要望として取り扱うということです。

【今満委員】 いや、要望ではなく、計画の段階で出ると思います。

【榛澤議長】 しかし、計画案の中でどのぐらいのシステムをつかって、どういう施策を他市ではやっているかと……。

【今満委員】 継続中のものと新しくやっていくというものが出たのだから、施策と予算というものは、付きものではないですか。

【事務局】 これは、あくまでも総合計画という枠組みです。

【今満委員】 総合計画ですから、施策を協議しているのです。

【事務局】 だから、この総合計画の中である程度概略をこうすることで進めていこうという中でそういうものを決めて、実施計画の段階では予算的なものも出てきますけれども、総合計画の中でそこまで求められるのはちょっと難しいと思います。

【今満委員】 それであれば、今まで千葉市がやってきた対策について、どういう経過においてどういう金を使ってどういう形でやってきたというのを示してくださいよ。そこから問題点が出てくるんじゃないですか、先生方の意見も出てくるんじゃないですか。違いますか。

【榛澤議長】 ちょっといいですか。大きい声の人だけが発言権があるわけではなくて、委員皆さんは発言権があるわけです。ですので、今回はあくまでもこれはこういうふうに提案させていただきたいと。これに対していろいろ意見がございましたら、例えばきょうできなかった場合は来週末までに意見を出してくださいと私から申しました。それで委員の皆さんは了承したわけです。

今、今満委員がおっしゃっているのは、基本的なことに触れるかもしれませんが、事務局が対応していただくということで、今回とりあえずはこのまま進めさせていただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。よろしいですね。

【今満委員】 実質審議のはじまりですから、基本的なこと、共通するものがあると思います。

【榛澤議長】 それはわかりました。要望ということでお聞きしておきます。

【今満委員】 単なる要望ではありません。

【榛澤議長】 それは、事務局で回答すると述べていますからね。回答できるものは回答していただくと。ただ1人の委員のためにこの協議会が進行ができないということはまずいのではないかと私は思いますので、とりあえず今の意見については承っておいて先に進めたい。

【今満委員】 私は協議会を中断しようとは思いませんけれども、意見として対策を講じるため、より良い施策を導入するために現状をどうするかを聞いているわけです。

【榛澤議員】 わかりました。そういうことで事務局対応していただきたいと思います。

ほかに。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【榛澤議長】 基本的にはよろしいと思いますので。

【今満委員】 議長が基本的なことで了解されてしまうと意見が出ません。

【榛澤議長】 いや、そんなことはないです。

【今満委員】 委員の先生方の意見を踏まえてからではないですか。

【榛澤議長】 要するに、これから先へ進める方が大事だと思うのです。

【今満委員】 これまでの市の施策の問題点の対策について予算関係を含めてどういうふうに取り組んできたかを知りたいのです。

【榛澤議長】 それはわかります。

【今満委員】 だから、これは原点の問題点の対策の反映と予算関係を含めてどういうふうに行ってきたかというのが知りたいわけです。それやらないで、皆さんは知らないでしょうよ、私も知らないですよ。そこを踏まえて構想やってきたんじゃないですか。前回のＪＲの問題もあったでしょうよ。

【榛澤議長】 それについては、きちんと対応したと思います。

【今満委員】 ＪＲ関係。

【榛澤議長】 はい、そうです。

【今満委員】 それは、問題があったから、修正し改正したのです。

【榛澤議長】 じゃあ、そういう意見があったということでさせていただきます。

じゃあ、議題1についてはこれでよろしいでしょうか。ほかの委員の皆さん、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

【榛澤議長】 はい、進めさせていただきます。

じゃあ、議題2の方に移らせていただきまして、「自転車等放置禁止区域の指定」について、お願いいたします。

【事務局】 資料のA3判カラー用紙の資料でご説明させていただきます。

まず、最初に「自転車等放置禁止区域の指定」についてです。図の中で、中央部分がＪＲ鎌取駅、中央の下部分に緑区役所がございます。自転車等放置禁止区域は、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第9条第5項に基づき、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所である道路を指定するものでございます。

その中で、茶色で示した範囲が本年4月1日付で禁止区域に指定したものでございますが、6

月末までに新たに自転車駐車場の整備をいたしましたので、その周辺を見直し、区域を拡大するものでございます。追加して指定する区域は緑色で示してございます。

なお、区域の指定につきましては、7月1日付で自転車駐車場の供用開始しておりますので、同日をもって告知などの手続は完了していることを申し添えておきます。

続きまして、「議題3．自転車駐車場の指定」についてでございます。これも条例の第12条第2項に基づき、市が設置した自転車駐車場のうち、有料化する駐車場において指定するものでございます。図の中の赤色で示した部分が追加整備した箇所でございます。

鎌取駅周辺においては、昨年度、第1から第6自転車駐車場を整備し、指定自転車駐車場として供用開始しておりましたが、6月末までに新たに第7駐車場163台、第8駐車場108台、第9駐車場1,227台、第10駐車場435台の計5カ所、収容台数合計1,933台を整備いたしました。

なお、駐車場の指定につきましても、7月1日付で供用開始しておりますので、告知などの手続は完了しております。

【榛澤議長】 ありがとうございます。

これは、報告事項になりますね。

【今満委員】 当初、3,000台の目標だったですね。調査で、下調べて鎌取駅周辺のものというのは3,300台かな、幾らだったですか。3,000台の目標で1,993台、最終報告は1,770台だったけれども、見込みがなぜそんなふうに3,000台から希望者が1,900台か、1,000台も減っちゃったんですか。

【榛澤議長】 はい、どうぞ。

【事務局】 3,000台という数字は、恐らく実際の駐輪場の申込受付を希望される方ということで、はがきを出されてきた方の数なのです。実際に今回追加整備した数は今ご説明した1,993台でございます。

そのほかにですが、既設の駐輪場の方の利用状況を勘案して、そちらの方で利用者を受け入れたところもございます。なおかつ、3,000人の方が全員受け付けに来られなかったのです。3,000台弱の方が利用受け付けに見えました。路上に整備した台数については今、ご説明したように、第7駐輪場については元々ございましたので、それを引いた形で1,770台になりました。

【榛澤議長】 今満さん。

【今満委員】 結果はわかるんですけども、住民のニーズというのは、申し込みが3,000台あるわけですよ。何の事情か知らないけれども、結果として抽選においでになったのはその3

分の2が確保できましたと。希望とする1,000台というのは、別にはがきを出して嫌がらせてやるわけではないでしょうし、住民のニーズというのは当然出てくるのではないですか、3分の1。全部ではないかもしれないけれども。

ほかの場所に行ったというのもわからないわけではないですけれども。

【事務局】 それはもう一つ、3,000数件の申し込みがあったのですが、ある程度情報とか聞いたうわさによると、やはり当たりたいということで、兄弟の分とか子供が使うのも親の分とか、ある程度重複して申し込んだという結果もあるみたいです。だから、家族で1人なのですからけれども2人分の名前を使って。だれでも当たりたいという意識がありますので、そういうことで実際の応募数より登録の方が減ってきたという傾向はあるそうです。

【今満委員】 架空の台数を持っていらっちゃって、月に200円だっけ、料金は。

【事務局】 料金は月額700円です。

【今満委員】 架空で、1家族で2台か3台あったとしても、わざわざこの厳しい世の中でございますので、700円も損して、抽選当たってずっと払うと……。

【事務局】 当選しても申し込みをしなければお金は払いません。

【事務局】 利用登録するかしないかの差がそこで出るということです。

【鴻崎副議長】 今の議題は、報告事項ですから、今満さんのご意見にとって十分ということで検討してみてください。

【榛澤議長】 では、次の「議題4．自転車駐車場の利用料金」に移らせていただきます。

次の議題は、ここに傍聴者の方はいらっしゃいませんが、これからは非公開にさせていただきます。これは、平等の原則に反しますもので、例えば、まだこれから決定の段階に行く前に情報が漏れますと、いろいろな支障を来しますので、それで非公開とさせていただきます。同時に、この資料3はこの会議が終わりましたら事務局へお返しさせていただきます。

この「自転車駐車場の利用料金」について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 資料3をお開きください。

「自転車駐車場の利用料金」についてということでございますけれども、左側1番、料金改定の背景と理由というところがございますが、まず「(1)背景」といたしまして、「本市の自転車対策の概要」をご説明いたします。

「改正自転車法」及び「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」に基づいて、駐輪場の確保、それから、放置自転車等の撤去、利用マナーの啓発の3本柱により取り組んでおります。

条例の主な内容としましては、自転車等に係る行政、事業者、市の責務ですとか、放置自転

車等の撤去、それから駐輪場の利用や料金について、こういったことが書かれております。また、本旨が中長期的な視点から取り組むべき自転車対策の方向性を明らかにし、計画的に実施するための「千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定」を進めております。これについては、上記の3本柱に基づいて効率的、効果的な施策を検討して、実施のための仕組みづくりを含めて検討していくということにしております。

駐輪場の利用実態を見てみますと、平成19年2月末現在の数字でございますが、市全体では有料の駐輪場が65カ所ございます。その募集台数としては約58,000台となっているのですが、そのうち約8割、45,000台しか利用されていないということがわかっております。有料駐輪場がある駅周辺には、約15,000台の自転車等が放置されているということも明らかになっています。

なおかつ、各駅の状態を見ると、駐輪場が十分に確保されている駅でも駐輪場に空きがあったり、放置自転車等が発生していることがわかっております。例えば、その下に書いてあります新検見川駅ですと、放置台数は1,001台となっております。駐輪場は、駅全体の集計になりますけれども、1,428台ございます。稲毛海岸駅でも放置台数が720台に対して空き台数が1,150台あるということになっておりまして、このほか有料駐輪場のある13駅周辺で同様の状態が発生していることがわかっています。

「2．課題と対応」になりますけれども、課題としまして、駐輪場を利用しない理由ということで、先ほど議題1で説明しましたが、アンケート結果にもありましたとおり、料金・利用方法に不満がある、それから、駐輪場の位置がわかりにくい、それから、収容台数が不足しているということが挙げられると思います。

それに対して、ソフト対策として実施できることとは、利用者の利用条件、例えば駅距離、設備の充実度とマッチングさせることが挙げられます。例えば利用者が駅に遠くてもいいけれども、近いところが同額の700円では利用したくない。という声も実際に聞いておりますし、やはり料金が多少高くても、私は何よりも近さを優先するのだという方もいらっしゃいます。こうしたことを考えると、料金改定を行って利用者、つまり受益者による適正なコスト負担と、すべての駐輪場の利用が促進される仕組みが必要ということで、料金改定が求められているということを考えております。

この料金改定によって利用率が上がり、つまりそれは歳入の向上のつながるわけなのですが、それがハード対策にもつながっていくということをここで示しております。

具体的にどうするのかというところなのですが、2番のところです。料金の改訂の概要とい

うことで、これはすなわち条例等施行規則の改正の内容となっております。3点ほど挙げてご
ざいますけれども、「料金改定及び上限額の導入」ということで、今の月額700円という一
律料金から、上限額を設けながら各駐輪場の利便性に応じた格差のある料金体系を導入する。
上限額については月額2,000円ということを考えております。

この2,000円の根拠でございますけれども、まず一つ挙げますのは、政令市の利用料金の上
限額の平均をとりますと1,984円という数字が出ております。なおかつ、2,000円以上の自治
体が6市ございました。また、2つ目として、駅近傍の自動車の駐車場ですが、月極め料金を
調査いたしまして、自転車の1台当たりの面積に換算した料金も、1,800円から1,900円ぐら
いということの数字をつかんでおります。そういったこともございますので、2,000円というこ
とで設定していきたいと考えております。

に移りますが、「駐輪場別の料金額の設定」ということで、これについては規則の中で、
駐輪場ごとの料金を決めていくということを示しております。これについては、駐輪場ごとの
利便性に依りて市長が定めるということを書いておりますけれども、先ほど申しあげましたが、
駅からの距離ですとか、屋根があるとかないとか、あとは自転車ラックがあるとかないとか、
利便性に大きく響いてくるような、項目ごとに評価をいたしまして、料金額に反映するという
ことを考えております。

に移りますが、「市外在住者の割増率の軽減」ということで、現在の条例では2倍の料金
を定めておりますけれども、市外の方はこの改正が行われますと、最大月額4,000円となりま
す。このような急激な負担増を緩和するため、現在の2倍から1.5倍に改め、負担増の緩和措
置をとっていきたいということを示しております。

この料金改定のスケジュールになりますが、「3. スケジュール」をご覧ください。これに
ついては、平成19年9月の第3回定例会に条例改正について上程をいたしまして、平成19年10
月にはその条例の公布、あわせて料金額を個別に規定する施行規則の改正、それから、この料
金に基づいて1月には平成20年度の駐輪場の事前受付をはじめていきます。平成20年4月には、
改正条例の施行ということになっております。

この関係に関する今後の課題でございますけれども、「4. 今後の課題」にお示ししていま
すが、「市民に対する周知・説明」ということで、本改正が単なる料金値上げであるというこ
との誤解が生じないように、周知や説明を特に丁寧に行う必要があると考えております。

2点目として、「駐輪場の整備の推進」ということで、料金改定と合わせて駐輪場が不足し
ている駅では、そもそも駐輪場がないのでは仕方がないので、整備を一層推進していく必要が

あるということを挙げさせてもらっています。

これで、説明は終わりましたが、下段に参考ということで、料金改定による効果ということが書いてございます。こちらを説明をいたしますけれども、まず、「導入前」というところをご覧いただきますと、まず料金額、黒い実線が下の軸、駅からの距離、近い・遠いにもかかわらず月額700円と示しております。利用率については、駅から近ければ近いほどやはり高くなっていますし、遠ければ遠いほど低くなっていくということは、これはもう経験上判明しております。

そうすると、下に書いてありますように、利用者の志向性としましては、当然利用しやすい駐輪場にのみ集中しますから、これは料金額についてはどこも同じですので当然だと思うのですが、そうすると、利用率の平均は平成19年2月末現在で78%となっております。放置自転車等については、約15,000台あります。料金額は月額700円、歳入額としては平成17年度決算額ですが、約3億6,000万となっております。

これが、料金改定をいたしますと、右側の図になりますけれども、料金額は最大2,000円から、最低200円から400円程度を考えておりますが、その中で、駅からの距離を利便性を示す代表的な評価指標として示している中で、近ければ近いほど高いし、遠ければ安くなるということを示しています。利用者のニーズを吸収して、それぞれの駐輪場について利用率100%を目指していけることを示しております。

この料金改定により、利用者の志向性については、利便性に加えて料金額はどうかということのバランスで駐輪場を選ばれることになりますので、安いところが出てくれば今まで使わなかった人も使ってくるということも考えられます。利用率の目標としては100%を考えておりますが、放置自転車等については、駐輪場の空いている部分が全部埋まるということになりますと、15,000台が5000台に減ることになります。

それから、料金額については、月額約1,000円ということにしております。維持・管理経費と、千葉市の5カ年計画の事業費を年度ごとに割り振った金額で1台当たりの月額を出してみますと、約1,000円以上かかっていることがわかっているのですけれども、料金額については平均1,000円として、上は2,000円から下は200円から400円の範囲で変えていくこととなります。

そうすると、歳入はどれくらい上がるかといいますと、最大で平均額1,000円を掛ける58,000台により算出しています約6億円としております。

今後、料金改定を行うために条例改正の手続きを進めていきたいと考えております。

【榛澤議長】 それでは、「自転車駐車場の利用料金」につきまして、今までは千葉市は一律料金だったので、近くも遠くも同じでした。どうしても駅前へ、駅前へというのが集中したわけです。遠方の方には、自転車の余地があるのですけれども、放置の方へ移行する。料金格差を設ける。それで、料金格差をつくる場合、その内容についてきょうここにご披露していただいたわけです。

これにつきまして、皆様のご意見を伺いたいということでございますので、どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

加藤委員、何かございますか。

【加藤委員】 そうですね。ご提案の内容、趣旨はわかります。私は、実はこの表にも出ておりました稲毛海岸地区に住んでおります。昨年度、駅前広場に駐輪ラックを整備しましたね。現状では利用率が非常に悪いのです。あれだけの設備を行政サイドで、マナーの悪さに対応してクリーンにしようというような趣旨からしての整備に際しての、やはり設備投資の額そのものを見まして、稲毛海岸駅はかなり駐輪スペースの面積が広いのです。それにくまなくラックを設置していただいたということ等を勘案しまして、ご説明にあるように政令市の中でも、本市の700円オンリーではなくて、他市では6市もあるように。そういうことを鑑みますれば、私は当然ながら、歳入6億円の話ではありませんけれども、もう一つその辺は再考して、何らかの手はずを立たざるを得ない。

言われる2,000円が、アッパーで2,000円と、下限200円、400円の話もありましたけれども、その辺は中をとりましてもやむを得ないかなと。気持ちはそういうものであります。

【榛澤議長】 どうもありがとうございました。

【今満委員】 この構想はわかるのですけれども、新聞なんかを見ていると、税収、学校の給食費、市民税、税金等義務があるにもかかわらず未納者も多いのも実態だと思うのです。全国51のランクもいろいろと出ていましたけれども、千葉市における滞納者といえますか、市税の徴収というのも胸を張って言い切れる状態ではないと思うのです。

この自転車、現状78%ではありませんが、どのぐらいの滞納者がいらっしゃるのか。滞納した場合に、回収の方法というのが実際に行われているのかどうかということをちょっと参考に聞きたいのですが。

【事務局】 利用料金については、定期利用は受付時に前金徴収しております。よって滞納はございません。あと、生活困窮者、福祉関係については、料金の免除措置をとっておりますので滞納はございません。

【榛澤議長】 よろしいでしょうか。

【今満委員】 はい、わかりました。

【榛澤議長】 次、どうぞ。

【鴻崎副議長】 定期利用の期間はどのくらいあるのですか。

【事務局】 1カ月単位で、最長は年度内の12カ月です。

【鴻崎副議長】 学生などは1年だと短過ぎるといって、それで延長して2年ぐらいの期間が必要だと言っていますけれども、どうなのですか。

【事務局】 実は、駐輪場がすべて駅から同じような位置にございまして、あるということであればそういったことも、なおかつ充足されているということであれば可能だと思うのですが、現実には駅から離れている場所、近い場所、いろいろなところ、さまざまなところに現在ありますので、それを継続して1年ではなく2年、3年と継続してできるという形になってしまいますと、遠くの駐輪場をご利用の方が今度は駅の近くをご利用できない形になってしまいますので、その辺を避けるために1年単位で入れかえという形をとらせていただいています。

【鴻崎副議長】 そうですか。

【榛澤議長】 杉谷委員、何かございますか。

【杉谷委員】 料金を改定されるということを伺いましたけれども、なかなか料金の設定というのは難しい面がありますね。市は、今、学生割引などは導入しておられるのですか。

【事務局】 高校生以下は半額となっております。

【杉谷委員】 半額ですか。

今、78%ですから、私どものところは、そうですね、40万台ぐらいで80%を超えているのです。この絵に導入前と導入後、導入後は100%ということを目指しておられますけれども、これは相当巧みに料金設定をしないと、今よりも上げようというわけで、今が78%でしょ。この上積みの22%というのは非常に濃いのです、重いのですよね。そういうことが1つありますね。

それから、料金を上げるとやはり規制を強化していかないと、放置が増えてしまうのですね。これは本当に実態だと思います。

【榛澤議長】 そうですね。ご参考にさせていただきます。どうもありがとうございました。

何か事務局でお答えになることはございますか。

【事務局】 先ほど100%と言われましたが、これは100%を目指したいということで、すぐに100%というのはなかなか難しいと思うのですが、料金格差は遠いところと近いところは

で同じなのだという、結構そういう要望、苦情が多い。私たちから見ても、近いところと遠いところと同じ値段というのは、やはりちょっと不合理かなというところがありますので、そういうことを施策をとりながら利用率の向上を図っていききたいと、そういうことに考えております。

【榛澤議長】 ほかに何かございますでしょうか。ございませんでしたら、こういうことで一応、料金設定をさせていただいて、利用率を上げると同時に違法駐車を少なくしていきたいという趣旨でございますので、当協議会としてもそういうことでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、今日の議題はこれで終了しましたが、様々なご意見が出ました。そのご意見を後ほどお答えしていただければと思いますので、また、事務局も本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図る」ことを達成していくことを願っております。

本日は、皆様方お忙しいところご出席していただきましてどうもありがとうございました。

【事務局】 事務局の方からお知らせがございます。先ほど平成19年8月下旬に、本年度第2回目の会議を開催させていただきますということでお話しさせていただきましたけれども、開催の日時などにつきましては、後日改めて事務局の方からご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 これをもちまして、「平成19年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後3時35分 閉会

上記、会議録は事実と相違ないと確認し、ここに署名、押印する。

議事録署名人

会長 _____ 印

委員 _____ 印

委員 _____ 印